

西東京市居宅介護支援事業者 各位

西東京市健康福祉部高齢者支援課

介護保険担当課長 河野 源

新型コロナウイルス対応における居宅介護支援業務の臨時的な取扱いについて（第2報）

日頃より西東京市の高齢者福祉にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省事務連絡（※）に基づき当市の取扱いを下記のとおり整理しましたので、引き続き適切な居宅介護支援業務の提供をお願い申し上げます。なお、令和2年3月31日付事務連絡「新型コロナウイルス対応における居宅介護支援業務の臨時的な取扱いについて」は、本事務連絡をもって廃止します。

記

1 モニタリング訪問について

利用者側の事情等（例、新型コロナウイルス感染予防のための訪問拒否等）により、月に1回以上のモニタリング訪問実施ができない場合、電話やメール等の手段により利用者及び利用者家族（以下、「利用者等」という。）から利用者本人の心身の状態についてモニタリング訪問相当の情報把握を行い、支援経過記録に残した場合に限り、運営基準違反及び運営基準減算の対象としない。

2 サービス担当者会議について

1と同様の理由により、サービス担当者会議の開催ができない場合、電話やメール等の手段により利用者等から利用者本人の心身の状態について情報を把握するとともにサービス提供事業者に意見照会を行い、サービス担当者会議の内容について利用者等に報告し、支援経過記録に残した場合に限り、運営基準違反及び運営基準減算の対象としない。

3 アセスメントについて

1と同様の理由により、アセスメントのための訪問及び面接が実施できない場合、電話やメール等の手段により利用者等から利用者本人の心身の状態について通常のアセスメント相当の情報把握を行い、支援経過記録に残した場合に限り、運営基準違反及び運営基準減算の対象としない。なお、利用者等には本来面接で行う趣旨を十分に説明し、新型コロナウイルスの流行が終息した後に改めて訪問及び面接によるアセスメントを実施すること。

4 利用者等に対する居宅サービス計画の説明、同意及び交付について

1と同様の理由により、利用者等に対する居宅サービス計画の説明、同意及び交付が対面により実施できない場合、郵送等の手段により計画書を送付し、電話やメール等の手段により利用者等に計画書の内容を説明し同意を得、計画書の返送を受け、その経緯について支援経過記録に残した場合に限り、運営基準違反及び運営基準減算の対象としない。なお、本項の取扱いは居宅サービス計画の新規作成及び変更について適用する。

5 1から4までの取扱いについては、事業者側の一方的な都合により画一的に実施されることがないように留意すること。また、本事務連絡の取扱いを実施する際には、本来の居宅介護支援業務と異なる臨時的な取扱いであることを利用者等に十分に説明の上、その同意を得た旨を支援経過記録に残すものとする。

6 本事務連絡の取扱いは、西東京市の取扱いであり今後の新型コロナウイルス感染症に関連する状況に応じて変更する場合がある。また、本事務連絡の取扱いを終了する場合は、別途通知を行う。

※「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日厚生労働省事務連絡）

介護保険最新情報 Vol. 773「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年2月28日厚生労働省事務連絡）

介護保険最新情報 Vol. 779「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年3月6日厚生労働省事務連絡）

西東京市
健康福祉部高齢者支援課介護指導給付係
電話 042-420-2813（直通）